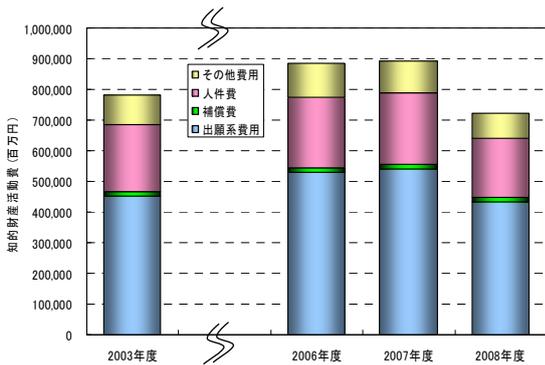


## 特許料金の見直しについて

### 1. 知的財産を巡る環境の変化

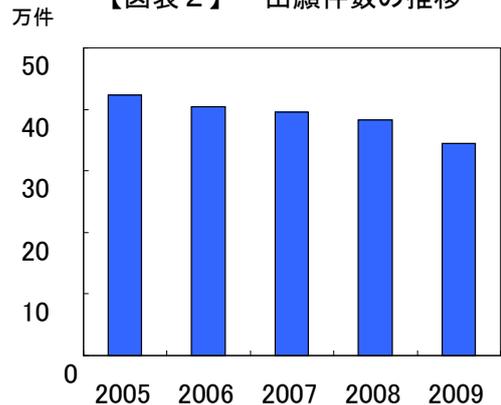
- (1) 景気悪化に伴い、近年は企業の知財活動費が減少している。特に、知財活動費の約6割を占める出願関連費用の減少幅が大きく(図表1)、平成21年度の出願件数、審査請求件数も前年比約10%減少している(図表2及び3)。このような知財関連投資の減退が長期化した場合、将来にわたって我が国の競争力が損なわれるおそれがある。
- (2) 企業活動のグローバル化に伴い、海外向け出願の重要性は今後も高まっていくことが予想される。我が国出願人による海外への出願は、諸外国に比べ件数では多い(図表4)。他方、我が国の出願人は欧米の出願人に比べ、国内出願と海外出願との割合は低い水準にあり(図表5)、今後、我が国出願人による海外出願の割合はさらに増えていくことが予想される。

【図表1】 企業における知財活動費の推移



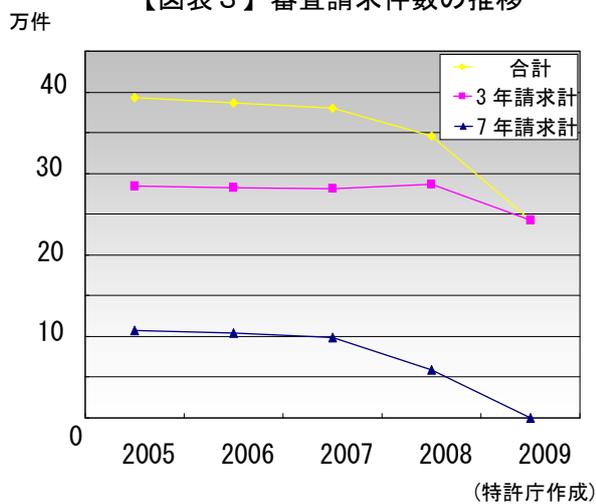
出典 平成21年 知的財産活動調査報告書

【図表2】 出願件数の推移



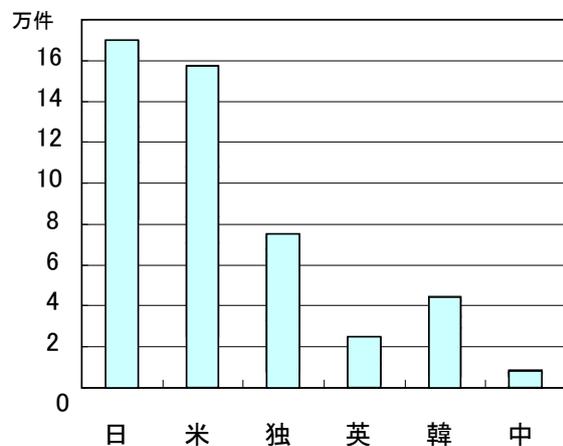
(特許庁作成)

【図表3】 審査請求件数の推移



(特許庁作成)

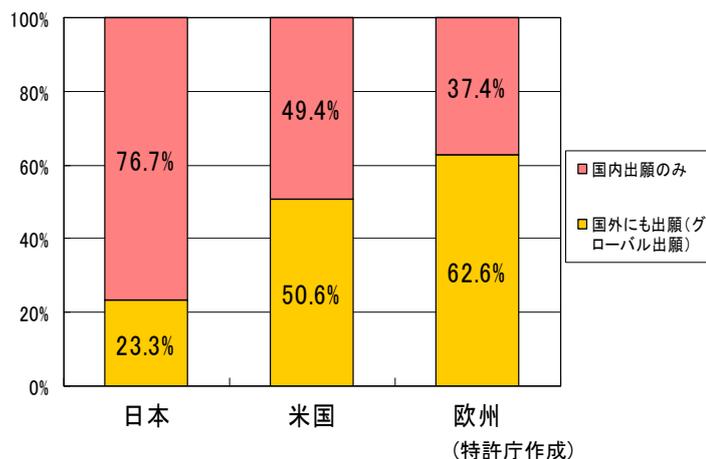
【図表4】 主要国出願人の外国への特許出願件数



(WIPO Industrial Property Statistics (2008) より特許庁作成)

【図表 5】日米欧出願人の自国特許庁への出願構造

(日本 2008 年、米国・欧州 2007 年)



## 2. 特許特別会計における歳出状況及び中長期的な収支見通しについて

特許特別会計の収支状況については、先行技術調査の外注拡大、任期付審査官の採用、国際的なワークシェアリング等特許審査の迅速化・効率化の取組みにより、審査処理件数を増加させつつ、支出の効率化を図った結果、今般特許料金の引下げが可能な見込みである。

これまでも特許特別会計では中長期的な収支見通しに基づき、5年毎に料金見直しを行っているところ、前回の平成20年料金改定から5年経過してないが、今般の経済危機後の出願状況及び我が国出願人の海外出願を支援する観点を踏まえ、特許料金の見直しを行うこととする<sup>1</sup>。

## 3. 検討の方向

特許特別会計の中長期見通しを踏まえた料金見直しは、知的財産を巡る現下の状況を考慮し、イノベーションの促進や企業の国際戦略の支援へとつなげるべく活用されることが望ましい。具体的な見直しについては、後述の特許料金の考え方に基づきつつ、利用者のニーズを踏まえ重点化し、引下げる方向で検討を行う。併せて、中小企業等の減免制度を見直し、より簡便で利用しやすくする方向で検討を行う。

## 4. 特許料金の見直し

### (1) 特許料金の考え方

特許料金は、出願料、審査請求料、特許料から構成され、行政サービスの利益を享受する者が費用を負担する受益者負担の原則の下、料金全体として特許業務に必要な経費を支弁し収支相償するよう設定される。

<sup>1</sup> 特許特別会計の収支バランスは審査請求料の納付時と審査実施時との間にタイムラグがあるため、中長期的な観点から評価する必要がある。また、中長期的な収支の試算を行う際は、出願件数、審査処理費用等複数の不確定要素に対して一定の仮定を置いて行うため、料金の改定から一定期間を経過した後の歳入及び歳出の状況に応じて見直しを行う必要がある。

- **出願料、審査請求料**  
各手続きに対する手数料としての性格を有し、実費を勘案しつつも、出願奨励等の観点で踏まえ政策的に決定される。
- **特許料**  
特許権等を維持するために徴収される料金であり、出願料等と併せて特許行政全体の経費を補うよう決定される。

## (2) 各料金の見直しに際しての考慮要素

特許特別会計が収支相償の原則により運営されており、仮に引下げ原資が生じれば利用者に還元するのが原則ではあるが、出願料、審査請求料、特許料を引下げる際には以下の点が考慮要素となる。

- (a) 出願料 : 企業における出願の厳選化の動きを抑制するか。
- (b) 審査請求料 : 請求件数が増加し、一時的に審査処理までの長期化を招くか。
- (c) 特許料 : 未利用特許の維持期間が長期化するか。

## (3) 今般の料金見直しの視点

特許料金引下げの方向として、図表5に例示されるとおり様々な組合せがある。

【図表5】料金引下げの観点の例

見直しの観点の例	出願料	審査請求料	特許料
各料金のバランス維持	引下げ	引下げ	引下げ
発明の権利化の奨励	現状維持	引下げ <small>小</small>	引下げ
		引下げ	現状維持
		引下げ <small>大</small>	引上げ
特許権利用による収益向上	現状維持	現状維持	引下げ

各料金の現状とこれまでの見直しを踏まえると、まず出願料は概ね実費程度であることに加え、その額も1万5千円であり、これ以上の引下げを行っても出願人への還元は限定的なものとなる。特許料は、平成15年及び平成20年に既に大幅な引下げ<sup>2</sup>を行っており、国際的に見ても遜色のない水準となっている(図表6)。

他方、審査請求料に関しては、審査効率の改善により実費単価が現行料金よりも安くなっていること、例えば米国において特許権取得に要する費用<sup>3</sup>と比しても割高となっていること、利用者の料金引下げに関するニーズ<sup>4</sup>も審査請求料について高い、

<sup>2</sup> 平成15年に登録後1-9年分の特許料金を半額、平成20年改正では特許料を平均12%引下げている。

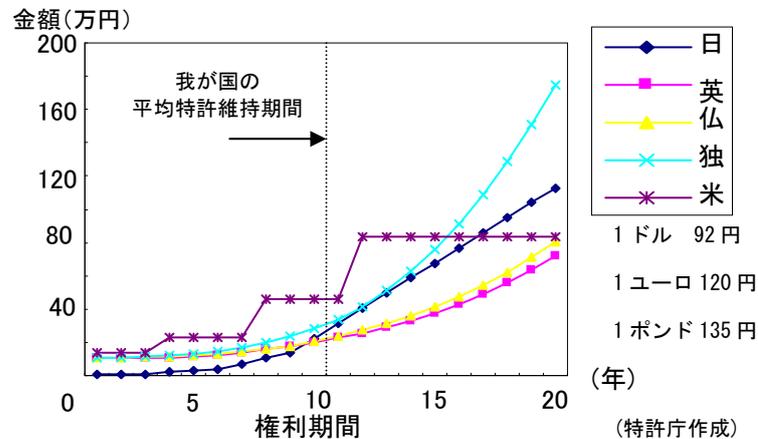
<sup>3</sup> 米国の平均的な特許出願における権利取得までの費用は約13万円。

<sup>4</sup> ユーザーからは審査請求料の引下げ、出願取下げによる審査請求料の返還割合の増加、中小企業等に対する減免の拡充等、特許関係料金に対する様々なニーズが寄せられている。平成21年度、「我が国の経済情勢等を踏まえた産業財産権に関する料金制度等の在り方に関する調査研究報告書」、知的財産研究所、平成20年度「産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」、知的財産研究所

という事情が認められる。

このような状況を踏まえ、今般の料金引下げについては、審査請求料に重点を置いて行うこととする。

【図表6】各国の特許料金(累積額)



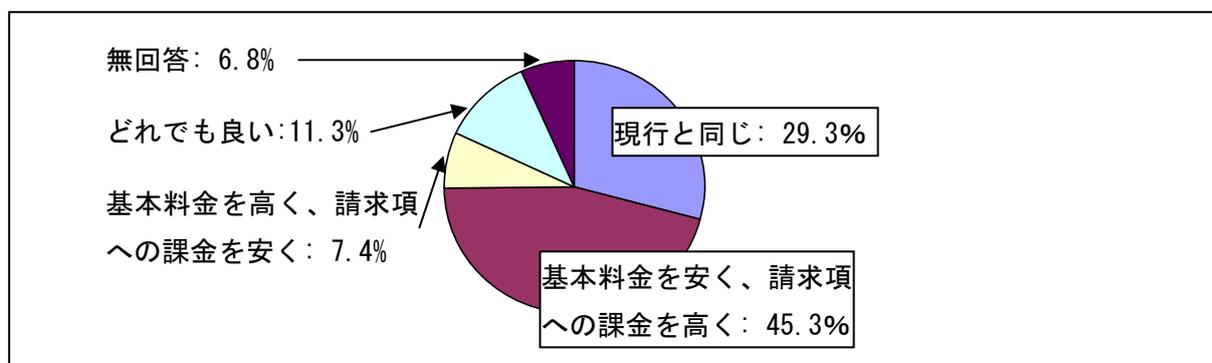
なお、審査請求料は基本料金（168,600円）と請求項毎の料金（4,000円）から構成されるが、審査請求一件当たりの請求項数が少ない中小企業には基本料金値下げの効果が大きく、イノベーションの裾野拡大により寄与しうる（図表7）。また、基本料金の引下げに利用者のニーズが高い（図表8）。以上を踏まえ、審査請求料の引下げは基本料金について行うこととする。

【図表7】審査請求時の実際の請求項数：大企業、中小企業、大学別回答割合（%）

	1-5個	6-10個	11-15個	16-20個	21-30個	31個以上	不明
大企業	33.3	55.2	7.6	2.9	1.0	0.0	1.5
中小企業	50.4	33.3	6.5	2.4	0.8	0.0	2.4
大学等	7.5	65.0	13.8	2.5	1.3	0.0	10.0

出典 平成21年 我が国の経済情勢等を踏まえた産業財産権に関する料金制度等の在り方に関する調査研究報告書

【図表8】基本料金と請求項への課金との割合について、適切と考える料金構造



出典 平成21年 我が国の経済情勢等を踏まえた産業財産権に関する料金制度等の在り方に関する調査研究報告書

#### (4) 海外への出願に関連した手数料の引下げ

海外への出願に関連して、特許庁が国際出願の調査報告書を作成する際、当該国際出願の優先権基礎出願<sup>5</sup>の審査結果を利用できる場合に国際調査手数料が減額される。

今般の料金見直しに際し、企業の海外出願に関する費用を低減し、海外特許の取得を後押しするため、上記の場合における手数料の減額幅を拡大する方向での検討も併せて行う。

【図表 9】 国際出願等に係る減額

	減額後の料金	通常料金
優先権基礎出願にかかる審査情報を利用できる場合の国際調査手数料	審査結果の相当部分を利用できる場合 56,000円	97,000円

## 5. 中小企業等減免制度の拡充

### (1) 現行減免制度

#### ① 減免制度の概要

特許法上は、原則として全ての利用者に対し同一の特許料金を徴収することとなっているが、例外として、「資力に乏しい者」のみに対して減免措置を定めている。これは、資力が乏しくて特許料等が納付できないとの理由で特許権を取得できないこと、また、出願できずに発明が公開されないのでは、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励」するという特許法の法目的が達成されないとの背景がある。また、特許法以外の各法令において、研究開発型中小企業、大学等に対し減免措置を講じている。

【図表 10】 減免制度の概要

対 象	減 免 規 模	要 件	証 明 書 類	法 律
資力に乏しい個人	審査請求料: 免除 特許料(1~3年): 免除	生活保護を受けている または 市町村民税 が課されていない	生活保護を受けていることを証明する書類、 市町村民税(非)課税証明書	特許法
	審査請求料: 半減 特許料(1~3年): 3年間猶予	所得税が課されていない	納税証明書、源泉徴収票、	特許法
資力に乏しい法人	審査請求料: 半減 特許料(1~3年): 3年間猶予	資本金3億円以下 法人税又は所得税を納付していないこと 等	納税証明書、定款、株主名簿、 職務発明であることを証明する書面 等	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料: 半減 特許料(1~3(一部6)年): 半減	試験研究費比率が売上の3%超 中小企業新事業活動促進法による認定 等	試験研究費等比率の証明、従業員数の証明(雇用保険等の写し) 資本金 等	産業技術力強化法 等
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	審査請求料: 半減 特許料(1~3年): 半減	職務発明であること 等	職務発明認定書、大学等が権利承継を受けた証明 等	産業技術力強化法 等

<sup>5</sup> 先の出願Aに記載された発明αを一部に含む別個の出願Bを同一の出願人が行う場合、当該発明αについて別個の出願Bが先の出願Aと同じ時点で出願されたように扱うよう主張できる場合があり（優先権主張）、この場合における先の出願Aを優先権基礎出願という。

## ② 減免対象、利用の拡大に向けた取組

減免対象の拡大や普及活動等これまでの減免制度利用拡大に向けた取組みにより、平成20年度の減免の利用実績は平成15年度に比べ、約6倍に増加している。(図表11及び12)

【図表11】減免対象拡大の変遷

実施時期	対 象	内 容
平成12年1月	資力に乏しい法人	新設
平成12年4月	研究開発型中小企業	新設
	大学・大学研究者	新設
平成16年4月	資力に乏しい法人	対象拡大(設立5年以下→10年以下)
	公設試験研究機関等	新設
平成18年8月	資力に乏しい法人	対象拡大(設立10年以下→撤廃)

【図表12】減免利用実績の推移

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人・中小企業	1,522件	3,739件	4,553件	5,342件	6,348件	6,115件
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関等	196件	1,275件	1,813件	2,951件	3,846件	4,164件

## (2) 問題の所在

上記のとおり減免制度の利用者数は確実に増加してきているものの、我が国における中小企業等の国内出願件数が全体に占める割合は10%程度で推移している。しかしながら、図表14に示すとおり、減免利用件数が全審査請求件数に占める割合は2.4%に過ぎない。このような減免制度の現状に対して、ユーザーからは、減免対象を中小企業全般に拡充することや減免期間を4年目以降の特許料についても適用すること等の要望が寄せられている。これらの点を踏まえつつ、以下の点を中心に減免の在り方について検討を行う。

【図表13】我が国の特許出願に占める中小企業出願件数の推移

	2004年	2006年	2008年
内国人全体の出願件数(a)	368,415件	347,022件	329,954件
うち中小企業出願件数(b)	45,114件	38,932件	33,130件
中小企業の占める件数割合(b)/(a)	12.2%	11.2%	10.0%

※特許庁データによる試算

【図表 1 4】 減免利用件数の日米比較

	日本 (2008CY)	米国 (2008FY)
全中小企業数	420 万社	2, 200 万社
全出願件数 (中小・個人・大学等)	389, 042 (45, 445)	468, 669 (120, 888)
中小・個人・大学等割合	11. 7%	26. 0%
審査請求件数 (中小・個人・大学等)	344, 623 (44, 400)	/
中小・個人・大学等割合	12. 9%	
審査請求時 減免利用件数	8, 428 2. 44%	120, 888 26. 0%

特許庁調べ

### ① 減免対象者の範囲について

現行制度では、減免対象者の範囲は個別の法律において規定されており、「資力に乏しい者」、「研究開発型中小企業等」、「大学等」が減免対象とされている。中小企業等法人に対する要件は、赤字法人や研究開発費が売上げの3%以上の法人等とされており、適用範囲が狭く利用できないとの指摘がなされている。

また、減免要件については、特許法、産業技術力強化法等、計6本の法律において個別に定められており、図表10に示すとおり、減免申請に必要な書面も各要件に対応して異なる。このため、制度利用者からは、自身が減免対象者なのかわかりづらく結果として制度を利用しづらい、との指摘がなされている。

より多くの中小企業の発明を奨励することがイノベーションの裾野を広げる観点から重要であるが、現行の減免対象者の範囲は円滑な利用に向けて見直しの余地があると言える。

### ② 特許料の減免期間の長さについて

現行の特許料減免期間は、特許登録後1-3年の期間とされている。同じ期間における正規の料金は、特許登録時の請求項数が6という平均的な場合で、10,500円であり、減免を受けられたとしても3年分<sup>6</sup>で5,250円の減額にとどまる。このため、申請書作成や証明書準備等の減免手続に要するコストに見合った減免内容とはいえないとの指摘がある。

### ③ 減免対象とすべき発明の範囲（職務発明であって、予約承継された発明）

現行制度では、法人が減免制度を利用する場合には、職務発明を予約承継した使用者等を減免要件としている<sup>7</sup>。これは、減免の非対象企業等が、減免対象企業

<sup>6</sup> 特許登録後1-3年分の料金は一括払いである。

<sup>7</sup> 特許法第九十九条

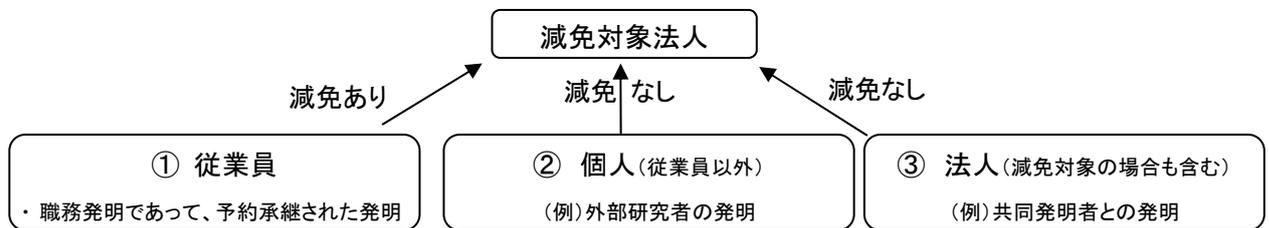
特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七條第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予するこ

に対して特許を受ける権利を譲渡して出願させることを防止するために設けられたとされる<sup>8</sup>。

現行の減免要件の下では、従業員でない個人（例えば外部研究者）の発明を承継した場合には減免は適用されない。また、大学や他企業との共同発明により共同出願している場合において、共有者から持分の譲渡を受けると自己の当初の持分も含めて減免対象外となる<sup>9</sup>。

大学や他企業との共同研究・開発、他者による発明の活用などオープンイノベーションが重要となっている状況において、職務発明及び予約承継を減免の要件とすることは減免の利用を必要以上に妨げていないか。

【図表 1 5】 減免対象法人に権利が承継された場合の取扱い



### (3) 検討の方向性

#### ① 減免対象者の拡充

特許制度としてイノベーションを強く支援するため、減免制度対象者を個人・中小企業全般に拡充することについて、どう考えるべきか。

(論点)

#### (a) イノベーションの裾野拡大

中小企業等の従業員一人あたりの営業利益を比較すると、図表 1 6 にあるように、特許を持たない企業、特許を保有する企業、海外特許を保有する企業の順で利益が大きくなっている。

とができる。

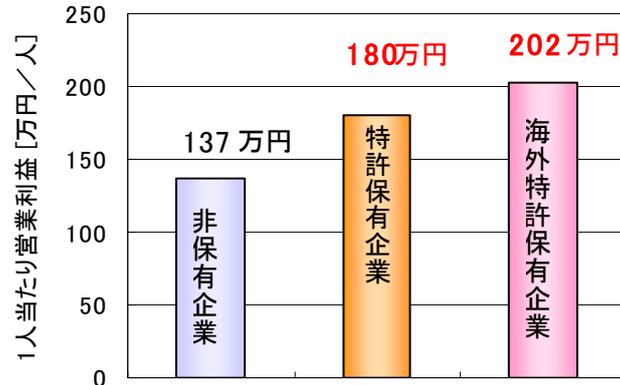
一 その特許発明の発明者又はその相続人

二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

<sup>8</sup> 職務発明、予約承継を証する書面は、記載内容につき公的な証明もなく、減免申請のためのみに作成しなければならない、という手続上の負担を申請者に求めている。

<sup>9</sup> 現行では、共同出願している場合、減免対象者は自身の持分について減免を受けることができる。

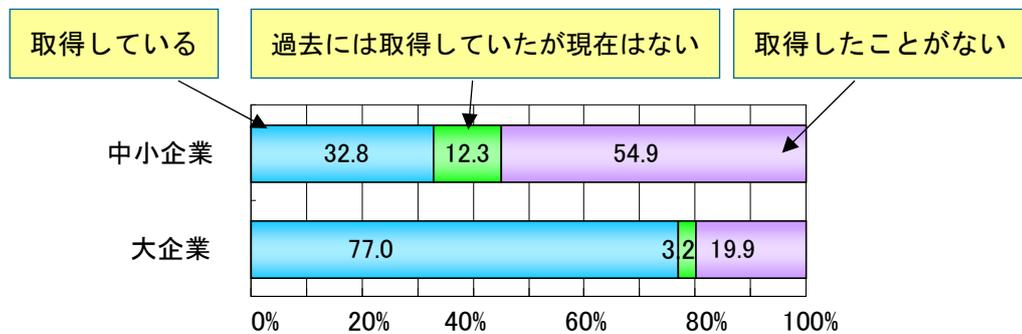
【図表 1 6】 特許保有の有無による営業利益の比較



出典 中小企業白書 2009

一方で、大企業と中小企業との特許取得状況を比較した場合、図表 1 7 に示すように、30%強の中小企業が特許を取得しているものの、50%以上の中小企業が特許を取得したことがないとの調査結果がある。このように、中小企業が特許を取得していない原因は様々挙げられるが、同調査によれば、「知的財産に係る知識の不足」が50-60%、「人材や資金不足」が45-50%を占めており、全企業数の99%以上が中小企業であることに照らすと、特許権取得に対する潜在的なニーズは存在すると言える。

【図表 1 7】 大企業と中小企業の特許取得状況比較



「市場攻略と知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

さらに、図表 1 8 に示すとおり、中小企業の特許率(2009年)は、大企業の9割程度の水準にある。

このような状況を踏まえ、特許権取得に対する潜在的な可能性を持つ中小企業が一層利用しやすい特許制度を目指し、減免対象者を拡大することはイノベーションの裾野を広げることに資するのではないかと。

【図表 18】 2009年 出願人規模による特許査定件数及び特許率

	特許査定件数	査定件数	特許率
大企業	126,277 (82.8%)	252,261	50.1%
中小企業	19,736 (12.9%)	43,590	45.3%
個人	3,280 (2.2%)	8,191	40.0%
大学等	3,191 (2.1%)	5,719	55.7%

特許庁調べ

### (b) 出願人間の公平性

受益者負担の原則の下、特許行政の運営を賄うべく手数料が設定されているところ、出願人間の公平についてどう考えるか。減免対象者と非対象者との費用負担のバランスを考慮し、出願人間の公平性が著しく損なわれないように、減免対象者の範囲を定めることが必要ではないか。

なお、減免対象者を拡大した場合の減免総額を図表 19 に示す。

【図表 19】 減免対象者を拡大した場合の減免総額（試算）

		2008年個人・中小総件数と減免総額 (2008年減免利用者実績)
審査請求		42,192件 (3,736件)
設定登録		23,483件 (1,031件)
減 免 総 額	請求料+登録料 (1-3年目のみ)	44.7億円 (3.9億円)
	請求料+登録料 (1-20年目)	70.2億円

(参考：平成20年度 歳入総額 1,269億円)

### (c) 中小企業施策との関係

中小企業基本法は、「独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること」を旨としており<sup>10</sup>、現行の減免制度も自主的な努力を行っているとする研究開発

<sup>10</sup> 中小企業基本法  
(基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

(中小企業者の努力等)

第七条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

型中小企業等に対象範囲が限定されている。減免対象の拡大に際しては、中小企業基本法の基本理念との関係をどう考えるか整理が必要となる。

## ② 特許料の減免期間の拡大

減免制度の利用を促し、イノベーションに寄与する特許制度利用者の裾野拡大につなげるため、特許料の減免期間を拡大することが適当ではないか。

(論点)

### (a) 減免の規模と効果

権利期間が10年以下の場合、既に通常の特許料金が充分安価に設定されているため、減免額は毎年5千円-2万円程度となる。減免期間が長くなるほど、中小企業等の権利者は自己実施を行う場合の他、ライセンス先や譲渡先が見つかるまで、特許権を保持することができ、発明に対する投資を回収し易くなるという利点がある。

減免期間の拡大によって、受けられる減免額を図表20に示す。

【図表20】減免期間の拡大による減免額

特許期間	50% 減額料金	通常料金
1-3年	5,250円*	10,500円*
4-6年	5,050円	10,100円
7-9年	15,800円	31,600円
10年以降	45,200円	90,400円

\*登録時一括払いのため1-3年分の料金。4年目以降は1年分の料金  
特許査定時の平均請求項数6の場合の特許料金

### (b) 出願人間の公平性、現行制度趣旨との整合性

他方、これまで、減免期間は権利化後1-3年経過すれば事業化の目処が立つことを前提に、1-3年と設定されていたこととの整合性についてどう考えるべきか。さらに、減免対象者拡充同様、出願人間の公平性の観点からの検討が必要である。なお、減免対象期間を拡大した場合の減免総額を図表21に示す。

【図表21】減免対象期間を拡大した場合の減免総額（試算）

		2008年利用実績件数 (減免期間の拡大の場合)
審査請求		3,736件
設定登録		1,031件
減免	請求料+登録料 (1-3年目のみ)	3.9億円
総額	請求料+登録料 (1-20年目)	6.3億円

### ③ 減免対象とすべき発明の範囲の見直し

現行制度では、職務発明でありかつ予約承継がなされた発明に限り、承継人を減免制度の対象としている。これらの要件を廃し、職務発明に限定せず第三者から譲り受けた発明まで中小企業による出願として減免対象とすることについてどう考えるか。

(論点)

#### (a) 減免対象とすべき発明の範囲

現行の減免制度は、職務発明でありかつ予約承継がなされた発明に限り、承継人を減免対象として支援するが、それ以外の発明を承継し権利化する法人を支援するものとはなっていない。特許制度は発明の保護のみならずその利用も図るものであり、共同開発等オープンイノベーションの重要性が高まる現状において、現行減免制度の対象となる発明の範囲は狭くはないか。減免制度は他者から承継した発明を権利化して利用する法人をも支援するべきではないか。

他方、他者から承継した発明を広く減免対象としてその利用を促すとしても、親会社たる大企業から承継を受けるような場合には減免対象外とすることは必要ではないか。

#### (b) 減免を受けて取得した特許の利用方法

また、現行の減免制度は、減免を受けて取得した特許権をどう活用するかに関し特段の規定はない。権利を譲渡した者にはもはや減免の適用はないが、減免を受けて特許権を取得し他者に実施許諾する場合には、引き続き減免の対象とすることが、利用の促進に資するのではないか<sup>11</sup>。

#### (c) 減免手続き上の利点

職務発明、予約承継の要件を廃して発明の利用を促進することを手続の面から見た場合、職務発明認定書、権利承継証明書の減免申請において必要とされる書類も不要となるため、減免に係る手続負担を大幅に軽減するものであり、減免制度の利用促進にも資するのではないか。

### (4) その他の論点

減免制度をより利用しやすくする観点から、減免対象者の拡充及び減免対象の発明の範囲に関する要件の議論の方向性を踏まえた上で、手続負担の緩和のために提出書類の簡素化の方法について検討を行う。

なお、手続負担の緩和の方策として、減免申請時に要件を証する書類の提出を

<sup>11</sup> 米国では、職務発明・予約承継に限らず、減免非対象者から譲渡を受けた発明についても減免を受けられる。他方で、減免対象者であっても自社の発明を減免非対象者に対して実施許諾をしたり、又はその合意がある場合には減免を受けることはできない。

不要とすることも検討しうるが、その場合には如何に違反防止するか。料金の追納の他、特許を無効理由とする等、考えられる様々な選択肢について、何が制裁措置として合理的かつ実効的か。

## 1. 特許特別会計の概要

### (1) 特許特別会計の原則

特許特別会計は、収支相償の原則の下、産業界をはじめとする出願人からの特許料等の歳入により、審査・審判等の事務に要する歳出を支弁する仕組みとなっており、中長期的に特許特別会計全体で収支がバランスする仕組みにより運営されている。

### (2) 特許関係料金の性質

#### ・出願料

出願に対する事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料であり、発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる程度の水準に設定される。

#### ・審査請求料

審査の費用に対する対価として徴収される手数料である。具体的な料金水準は、実費を勘案しつつ、適正な審査請求行動が期待できる範囲であり、かつ特許性が見込まれる出願への審査請求をも抑制するようなことがないような金額に設定される。

#### ・特許料

特許権を維持するために徴収される料金であり、具体的に個別の経費に対応して決められるものではなく、収支相償の原則から、出願料等と合わせて、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように決定される。

### (3) 特許関係料金の推移

特許特別会計は、収支相償の原則を前提としつつ、以下のような諸観点から料金改定を行ってきた。

#### (i) 全ての料金の引上げ

歳出超過が見込まれるとき、歳出超過が発生しないよう財源を確保するために料金の引上げを行った（昭和59、62年、平成5年）。

#### (ii) 特許料・審査請求料の引下げ

出願人への費用負担を軽減するために、特許料及び審査請求料の引下げを行った（平成10年、11年）。

#### (iii) 出願料・特許料の引下げ、審査請求料の引上げ

出願人間の費用負担の不均衡の解消及び迅速・的確な特許審査の実現を図るため、出願料及び特許料を引下げ、審査請求料を引上げた（平成15年）。

#### (iv) 出願料・特許料の引下げ

出願人への費用負担を軽減するために、出願料及び特許料の引下げを行った（平成20年）。

### (4) 特許特別会計の推移

特許特別会計は昭和59年の創設以降、出願件数の増加等により歳入額は増加傾向

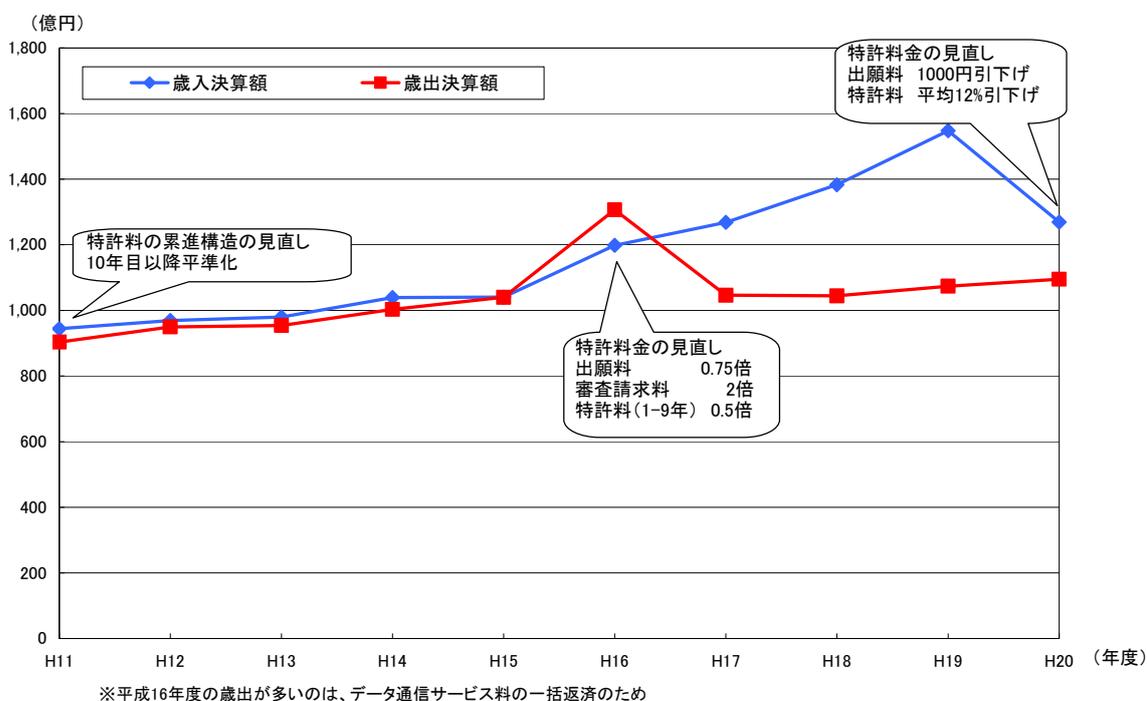
にあり、出願件数、審査請求件数、審査処理件数の増加等により歳出額も増加傾向にある（【図表22】）。

近年における歳入、歳出額の推移状況については、歳入面では平成16年4月の審査請求料の引上げ、審査請求期間短縮による同年10月以降の審査請求件数の一時的な増加により、急増していたものの、平成20年10月以降、審査請求期間短縮の影響が無くなったため減少している。

また、歳出面では、平成16年度に一時的な増加（データ通信サービスに関する残債の一括返済）はあるが、歳出の合理化を行っているため、審査処理件数の増加があるにも関わらず、低い水準での増加となっている。

【図表22】

歳入・歳出決算額の推移



### (5) 特許特別会計の歳入・歳出構造

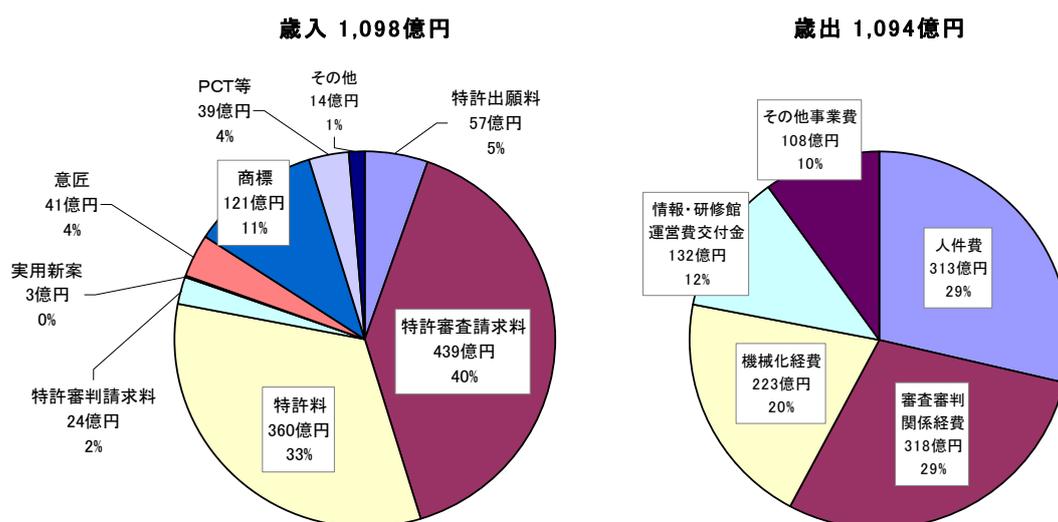
特許特別会計の歳入構造として、審査請求料が歳入全体の40%を占め、特許料、実用新案登録料が歳入全体の30%強を占めている。また、商標部門の収入が歳入全体の11%を占めている。一方、歳出では、人件費、審査審判関係経費がそれぞれ歳出全体の30%程度を占め、機械化経費が歳出全体の20%程度を占めている。

また、特許審査迅速化のための任期付審査官の採用や検索外注件数の増加に伴う歳出を増加させているところである（【図表23】）。さらに、近年では中小企業の知的財産活動に対してより手厚い支援を行うために、中小企業向けの費用を拡充している。

なお、特許特別会計の歳入・歳出構造は審査請求料の納付時と審査実施時との間にタイムラグがあるため、特許特別会計の収支バランスは、単年度ではなく、中長期的な観点から評価すべきである。

【図表23】

平成21年度 特許特別会計予算の歳入・歳出構造（決算見込み）



- ※ 任期付き審査官は人件費の内数
- ※ 検索外注費は審査審判関係経費の内数

特許庁作成